

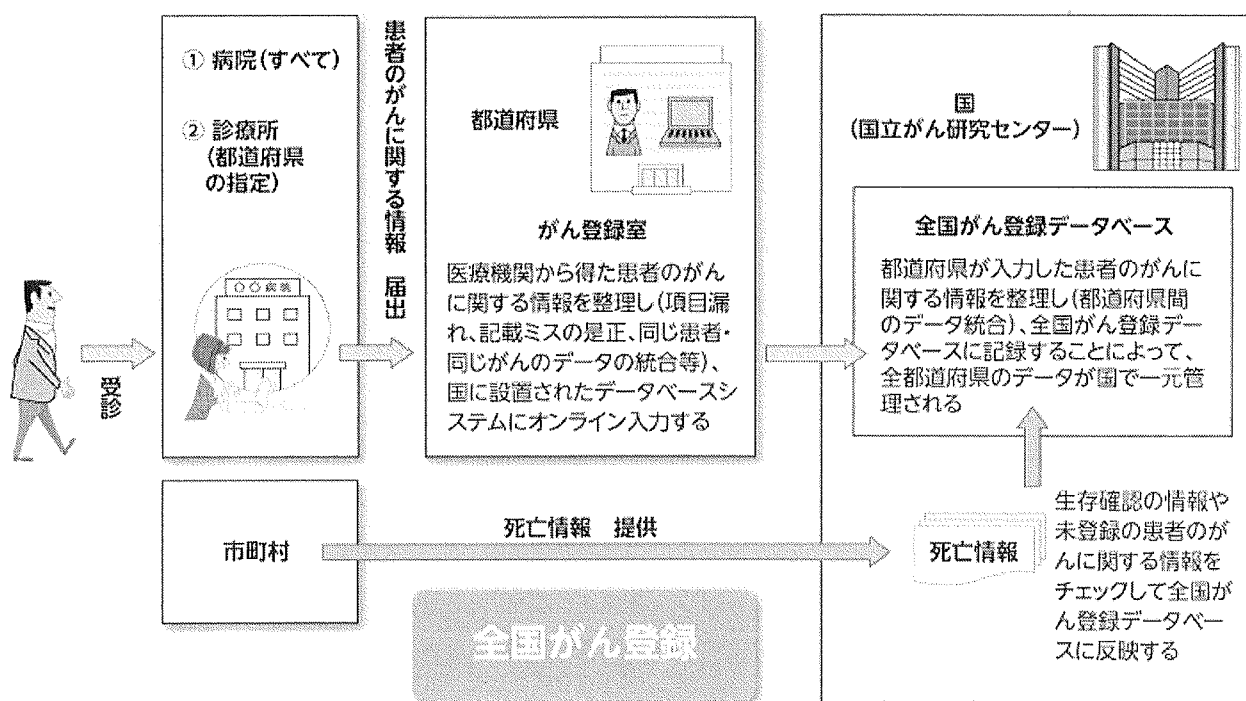
## 「全国がん登録」制度の施行について

がんの罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握・分析し、がん対策の充実やがん医療の質の向上に役立てていくため、「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号）に基づく「全国がん登録」制度が平成 28 年 1 月 1 日から施行される。

### 1 「全国がん登録」制度の仕組み

これまで、「地域がん登録」として各都道府県が独自に協力医療機関（本県では 25 病院が協力（平成 26 年度））から収集・分析していたがん登録情報が、「全国がん登録」制度の施行に伴い、全ての病院（診療所は手上げ方式）が対象となり、都道府県の「がん登録室」を経由して、国立がん研究センターに設置される「全国がん登録データベース」に一体的に整理・保管されることとなる。

#### 全国がん登録制度の仕組み



### 2 本県の地域がん登録の状況と「全国がん登録」制度への対応

本県では、昭和 62 年以降にがんと診断された患者を対象に「地域がん登録」を行っている。本事業においては、がん情報の登録業務を（公財）富山県健康づくり財団 富山県健康増進センターに委託し、登録室を設置している。

「全国がん登録」制度の施行にあたり、制度の円滑な運営に資するため、「地域がん登録」と同様、（公財）富山県健康づくり財団 富山県健康増進センターに「がん登録室」を設置し、対応する予定。

### 3 制度の円滑な施行に向けた準備

制度の円滑な施行に向け、県がん対策協議会に「がん登録部会」を設置するとともに、県医師会と連携し、11月に病院関係者向けの説明会を開催する予定。

# がん対策推進協議会における「がん登録部会」の設置について（案）

## 1 趣 旨

がん対策推進条例（第 28 条）に基づき設置されている「がん対策推進協議会」に、「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年 12 月 13 日法律第 111 号）（以下「がん登録推進法」とする）に基づき平成 28 年 1 月 1 日から施行される「全国がん登録」制度の円滑な運営に資するため、「がん登録部会」を設置するもの。

○がん登録等の推進に関する法律（抜粋）

第 18 条 （略）

2 都道府県知事は、（中略）あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

3 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

## 2 「がん登録部会」の内容

### (1) 所掌事務

①がん登録推進法及び同法施行令において、県が実施するにあたり「審議会その他の合議制の機関」の意見の聴取が必要とされている事項についての検討

（主な検討事項）

- ・「全国がん登録」制度における県の事務の委託先の決定
- ・県のがん対策の企画立案・実施に必要な調査研究のためのがん登録情報の利用
- ・求めを受けた場合の、市町村・研究者等へのがん登録情報の提供 等

②その他、がん登録の円滑な推進に係る事項の検討

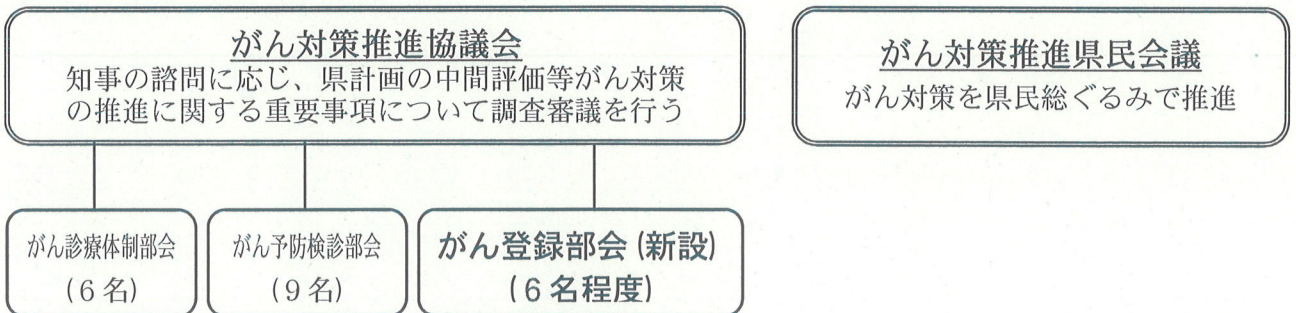
(2) 委員構成 県がん診療連携協議会、県医師会、弁護士、医療機関、厚生センターの代表等 6 名程度

(3) 開催回数 年 1 回程度

(4) 任 期 2 年（但し、設置後最初の委員の任期は 29 年 4 月 30 日まで）

(5) 設置要綱 別紙のとおり

## 3 がん対策推進体制



### 《参 考》 がん対策推進協議会規則（抜粋）

第 5 条 協議会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 富山県がん対策推進協議会 部会設置要綱改正（案）

### （趣 旨）

第1条 富山県がん対策推進協議会規則第5条の規定に基づき、富山県がん対策推進協議会に、がん診療体制部会、がん予防検診部会及びがん登録部会（以下「部会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 部会は、がん診療体制の整備、がん検診の推進及び全国がん登録の円滑な実施のための重要事項について専門的に調査審議するものとする。

### （組 織）

第3条 部会の委員は、県、市町村、医療、保健等に関する団体及び機関並びにがん対策に主体的に関与する民間団体の代表者等のうちから知事が任命する。

### （任 期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を代理する。

### （役 員）

第5条 部会に、部会長を置く。

2 部会長は、委員の中から会長が指名する

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

### （会 議）

第6条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

### （委員以外の者の出席）

第7条 部会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### （庶 務）

第8条 部会の庶務は、富山県厚生部において処理する。

### （細 則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成26年5月22日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年4月30日までとする。

### 附 則

1 この要綱は、平成27年10月 日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱されるがん登録部会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年4月30日までとする。